

発議第2号

「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書案

「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長宛て提出するものとする。

令和7年12月17日提出

提出者 和歌山市議会議員

浜田真輔

薮浩昭

吉本昌純

山野麻衣子

## 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書

刑法第92条には「外国国章損壊等」が定められており、その構成要件は、「外国に対して侮辱を加える目的」で、「その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損」することとなっている。これは、外交への悪影響を避けるために定められているが、自国の国旗等についての条文がなかったのは、当然のこととして日の丸を自ら損壊しようとする人はいないという前提に基づくものである。

しかしながら、残念なことに侮辱的な意思を持って日本国の国旗を損壊、汚損する事例は存在する。「国旗及び国歌に関する法律」が制定されたのも、国家の象徴としての国旗について、我が国のみならず他国のもとも尊重するようになることが期待されてのことであるが、罰則規定についても外国国旗等と同様に定めておくべき状況である。

器物損壊罪の適用で十分ではないか、あるいは表現の自由の観点から処罰規定の新設は問題であるという主張もあるが、そもそも自国の国旗を大切にできない国家が諸外国と円滑な外交関係を構築することができるとは考えられない。

よって、速やかに「日本国国章損壊の罪」の制定を強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。